



平成29年 第2回定例会：7月20日

鴻巣行田北本環境資源組合議会会議録

鴻巣行田北本環境資源組合議会

平成29年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員（14名）	3
○欠席議員（0名）	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開 議（午後 2時00分）	5
○諸般の報告	5
○開 会（午後 2時01分）	5
○議事日程の報告	5
○議席の指定	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
議会運営委員長報告	6
採決	6
○副議長の選挙	7
休 憩（午後 2時08分）	8
再 開（午後 2時12分）	8
○議長辞職の件	8
○議長の選挙	9
○議案第7号の上程、提案説明	11
原 口 和 久 管理者	11
○上程議案の質疑、討論省略、採決	12
○議案第8号及び第9号の一括上程、提案説明	12
休 憩（午後 2時26分）	12

再 開（午後 2時27分）	1 3
原 口 和 久 管理者	1 3
瀬 山 慎 二 事務局長	1 3
○上程議案の質疑	1 4
質疑 3番 細谷美恵子 議員	1 4
答弁 佐野雄一 計画建設課長	1 5
再質疑	1 6
再答弁	1 7
質疑 7番 竹田悦子 議員	1 8
答弁 佐野雄一 計画建設課長	1 8
再質疑	1 9
再答弁	1 9
質疑 12番 金子真理子 議員	1 9
答弁 佐野雄一 計画建設課長	2 0
○上程議案の討論、採決	2 0
○議案第10号の上程、提案説明	2 1
原 口 和 久 管理者	2 1
瀬 山 慎 二 事務局長	2 2
○上程議案の質疑	2 2
質疑 3番 細谷美恵子 議員	2 2
答弁 佐野雄一 計画建設課長	2 3
再質疑	2 3
再答弁	2 4
再答弁 片寄仁志 次長	2 4
質疑 7番 竹田悦子 議員	2 4
答弁 佐野雄一 計画建設課長	2 5
再質疑	2 5
再答弁 新倉 順 副参事	2 6

質疑 12番 金子真理子議員	26
答弁 佐野雄一 計画建設課長	27
再質疑	27
再答弁	27
○上程議案の討論、採決	28
○視察研修について	28
瀬山慎二 事務局長説明	29
質疑・採決	29
○一般質問	29
7番 竹田悦子 議員	30
答弁 瀬山慎二 事務局長	31
再質問	32
休憩（午後 3時45分）	33
<hr/>	
再開（午後 3時49分）	34
再答弁	34
○特定事件の委員会付託	35
○閉会（午後 3時53分）	35
<hr/>	
○署名議員	36

鴻環資組告示第4号

平成29年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を、7月20日小針クリ
ーンセンター2階会議室に招集する。

平成29年7月10日

鴻巣行田北本環境資源組合
管理者 原 口 和 久

平成29年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会会議録

○ 議事日程

平成29年7月20日（木） 午後2時00分開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長の選挙
- 第5 議案第7号 鴻巣行田北本環境資源組合監査委員の選任につき同意を求め
るについて
- 第6 議案第8号 鴻巣行田北本環境資源組合職員の育児休業等に関する条例
の一部を改正する条例
議案第9号 鴻巣行田北本環境資源組合新ごみ処理施設事業者選定委員
会条例
- 第7 議案第10号 平成29年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算
(第1回)
- 第8 視察研修について
- 第9 一般質問

一般質問通告一覧

順	質問者氏名	質問事項及び内容
1	竹田悦子 議員	1 建設候補地について ①異常気象が言われる中で、後背湿地での建設について ②ボーリング調査の結果について 2 施設整備費用について ①用地取得、インフラ整備、地元要望を受けての環境整備も含め、いくら費用がかかるのかおよその費用について ②地元要望の箇所の費用負担について

第10 特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程のほか

議長辞職の件

議長選挙

○ 出席議員（14名）

1番	川崎葉子	議員	2番	金子雄一	議員
3番	細谷美恵子	議員	4番	梁瀬里司	議員
5番	松島修一	議員	6番	渡邊良太	議員
7番	竹田悦子	議員	8番	阿部愼也	議員
9番	小林友明	議員	10番	香川宏行	議員
11番	岸昭二	議員	12番	金子真理子	議員
13番	坂本晃	議員	14番	吉田豊彦	議員

○ 欠席議員（0名）

○ 説明のため出席した者

原口和久	管理者
工藤正司	副管理者
現王園孝昭	副管理者
宮澤芳之	会計管理者
飯塚孝夫	参与
小巻政史	参与
新井信弘	参与
関口泰清	参与
前島伸行	参与
加藤浩	参与

○ 事務局職員出席者

事務局長 瀬山愼二

次	長	片	寄	仁	志
計画建設課長		佐	野	雄	一
副 参 事		新	倉		順
書	記	今	井	剛	史

午後 2時 00分 開議

△諸般の報告

○瀬山慎二事務局長 開会に先立ちまして、報告及び事務連絡をさせていただきたいと存じます。

鴻巣市議会において組合議員の補欠選挙が行われ、大塚佳之議員に代わり、竹田悦子議員が選出されましたのでご紹介いたします。

○竹田悦子議員 鴻巣市選出の竹田悦子でございます。新参者ですので、皆様からご指導ご鞭撻を賜りながら、しっかり勉強していきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○瀬山慎二事務局長 ありがとうございます。次に、本日の議会終了後、一旦休憩を挟みまして、事務局から報告事項がございますので、お時間をいただきますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

午後 2時 01分 開会

○吉田豊彦議長 皆さんこんにちは。本日皆様には、公私極めてご多忙のところ本組合議会定例会にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただ今から、平成29年第2回鴻巣市行田北本環境資源組合議会定例会を開会いたします。なお、出席議員が14名全員で、定足数に達しておりますから議会は成立いたしておりますのでよろしくお願ひいたします。

△議事日程の報告

○吉田豊彦議長 これより以降の議事日程につきまして、お手元に配布してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願ひます。

△議席の指定

○吉田豊彦議長 まず日程第1、議席の指定を行います。鴻巣市選出議員から、去る5月15日付、辞職願ひが提出され、同日付でこれを許可し、鴻巣市議会において組合議員の補欠選挙が実施されました。その結果、4名の議員が再選し、新たに1名の議員が選出されましたので、会議規則第3条第2項の規定により、議

長において議席の指定を行います。

議席は、お手元に配布した議席表のとおりでありますので、ご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○吉田豊彦議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第80条の規定により議長において指名いたします。

1番 川崎 葉子 議員

2番 金子 雄一 議員

以上2名の方をお願いいたします。

△会期の決定

○吉田豊彦議長 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

——— 議会運営委員長 1番 川崎葉子 議員。

[川崎葉子議会運営委員長 登壇]

○川崎葉子議会運営委員長 ご報告申し上げます。

当委員会は、去る7月13日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、議事日程をお手元に配布いたしております、平成29年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○吉田豊彦議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本定例会に、地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者その他関

係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配布してあります印刷文書によりご了承願います。

△副議長の選挙

○吉田豊彦議長 次に、日程第4、副議長の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。本組合議会副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

次にお諮りいたします。議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

本組合議会副議長に、岸 昭二議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました岸 昭二議員を本組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岸 昭二議員が本組合議会副議長に当選されました。副議長に当選された岸 昭二議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

では、当選されました岸 昭二議員にご挨拶をお願いいたします。

〔岸 昭二副議長 登壇〕

○岸 昭二副議長 それでは、一言ご挨拶を申し上げます。このたび皆様方のご推挙をいただきまして、副議長という大役を仰せつかりましたこと、誠にありがたく、光栄に思うところでございます。ありがとうございました。この上は副議長として議長を補佐して、議会が公正かつ円滑に運営されますよう、更に組合の事

業が円滑かつ着実に推進されますよう努力してまいりたいと考えております。

どうか、議員各位並びに執行部の皆様におかれましては、今後も温かいご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます、簡単でございますが就任の挨拶とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 暫時休憩いたします。

午後 2時 08分 休憩

午後 2時 12分 再開

[岸 昭二副議長 議長席に着く]

○岸 昭二副議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△議長辞職の件

○岸 昭二副議長 この際、ご報告申し上げます。

先ほど吉田豊彦議員から議長の辞職願が提出されました。休憩中に、議会運営委員会を開催し、議事日程の追加をさせていただきました。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岸 昭二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。地方自治法第117条の規定により、吉田豊彦議員の退席を求めます。

[14番 吉田豊彦議員 退場]

○岸 昭二副議長 事務局から、その辞職願を朗読させます。————— 事務局。

[事務局朗読]

○岸 昭二副議長 お諮りいたします。吉田豊彦議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岸 昭二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、吉田豊彦議員の議長辞職を許可することに決しました。吉田豊彦議員

の入場を求めます。

[1 4 番 吉田豊彦議員 入場]

○岸 昭二副議長 この際、吉田豊彦議員から発言を求められておりますので、これを許します。

[1 4 番 吉田豊彦議員 登壇]

○吉田豊彦議長 議長退任にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

平成26年4月に北本市が加わり、鴻巣行田北本環境資源組合に移行して以来、議員各位のご推挙をいただきまして、議長の要職につかせていただきました。幸いにも、議員各位並びに正副管理者等から手厚いご支援ご指導を賜り、おかげをもちまして今日まで大過なくその職責を果たし得ましたことにつきまして、ここに心から厚くお礼申し上げる次第です。どうも大変お世話になりました。

今後は、組合議員として議員の皆様とともに廃棄物処理行政の進展と、本組合の円滑な運営発展に尽力してまいる所存でございます。よろしく願い申し上げます。

簡単ですが、ここに謹んでお礼を申し上げ、退任のあいさつといたします。誠にありがとうございました。

△議長の選挙

○岸 昭二副議長 吉田豊彦議員には、大変ご苦勞様でした。

ただいま、議長が欠員となりましたので、お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岸 昭二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岸 昭二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることと決しました。

次に、お諮りいたします。副議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岸 昭二副議長 ご異議なしと認めます。

本組合議長に坂本 晃議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました坂本 晃議員を本組合の議会議長の当選人と定めることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岸 昭二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、坂本 晃議員が、本組合議会議長に当選されました。議長に当選されました坂本 晃議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。では、当選されました坂本 晃議員にご挨拶をお願いいたします。

〔坂本 晃議長 登壇〕

○坂本 晃議長 このたび皆様方のご推挙を得まして、議長に就任いたすことになりました。まことに身に余る光栄であり、心から厚くお礼を申し上げますとともに、その責任の重さをひしひしと感じている次第でございます。

本組合は、新たなごみ処理施設の建設という市民生活に欠くことのできない事業を推進しているところでございます。こうしたことから、当組合議会は、引続き安全かつ適正な現施設の管理運営と、新たな事業に的確に対応していくことが重要と考えられるところでございます。議長として、微力ながら専心努力する所存でありますので、どうか議員各位並びに執行部の皆様におかれましては、これからも温かいご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○岸 昭二副議長 以上をもちまして、副議長としての議事の進行は終了いたしました。ご協力誠にありがとうございました。

以後の議事進行につきましては、新議長よりお願いいたします。

〔坂本 晃議長 議長席に着く〕

○坂本 晃議長 それでは、直ちに議長の職務を取らせていただきます。

△議案第7号の上程、提案説明

○坂本 晃議長 日程第5、議案第7号を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、10番香川宏行議員の退席を求めます。

[10番 香川宏行議員 退場]

○坂本 晃議長 事務局から、議案の朗読をさせます。———— 事務局。

[事務局朗読]

○坂本 晃議長 管理者に提案理由の説明を求めます。———— 管理者。

[原口和久管理者 登壇]

○原口和久管理者 本日、ここに平成29年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中をご参集賜り、重要案件につきましてご審議をいただきますことに、心から厚くお礼を申し上げます。また、皆様には引き続き本組合へのご尽力、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げる次第でございます。

さて、新施設建設事業につきましては、昨年度の施設整備基本計画等を踏まえ、本年度からは、新ごみ処理施設の整備及び運營業務の請負業者を選定する事業者選定業務の実施と、これまでの計画準備段階から、いよいよ現実的な整備実施段階に移行してまいります。これからの数年が重要な局面を迎えることとなりますので、皆様のご理解、ご協力を賜りながら、平成35年度の施設稼働に向け、気を引き締めて取り組んでまいり所存でございます。

また、新施設建設予定地に係る合意形成については、昨年度に地元協議会を立ち上げ、今年度は周辺環境整備及び余熱利用施設について、より具体的な協議を行っているところであります。詳細につきましては、事業の進捗状況等と合わせまして、議会終了後に事務局から報告いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第7号について、ご説明申し上げます。本日お配りいたしました議案第7号鴻巣行田北本環境資源組合監査委員の選任につき同意を求めるについてをお願いします。本案は、組合監査委員の岸 昭二氏が、平成29年6月30日をもって辞任したことから、その後任として、香川宏行氏を選任いたしたく、

鴻巣行田北本環境資源組合規約第14条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上で、議案第7号の説明を終わらせていただきます。

○坂本 晃議長 以上をもって、説明は終わりました。

△上程議案の質疑、討論省略、採決

○坂本 晃議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方は、ご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本 晃議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。ただいま上程されている議案第7号は、正規の手続きを省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂本 晃議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号を、直ちに採決いたします。

議案第7号鴻巣行田北本環境資源組合監査委員の選任につき同意を求めるについて、これに同意することに賛成の議員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○坂本 晃議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第7号は、これに同意することに決しました。10番香川宏行議員の入場を求めます。

[10番 香川宏行議員 入場]

△議案第8号及び第9号の一括上程、提案説明

○坂本 晃議長 次に日程第6、議案第8号及び第9号を一括議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。——— 管理者。

[日程追加に伴う日程番号について発言あり]

○坂本 晃議長 暫時休憩いたします。

午後 2時 26分 休憩

午後 2時 27分 再開

○坂本 晃議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第6、議案第8号及び第9号を一括議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。——— 管理者。

[原口和久管理者 登壇]

○原口和久管理者 それでは、議案第8号及び議案第9号について、順次ご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。議案第8号鴻巣行田北本環境資源組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、人事院規則の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、条例の改正を行うものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。議案第9号鴻巣行田北本環境資源組合新ごみ処理施設事業者選定委員会条例は、新ごみ処理施設の整備、運営業務を行う事業者を公平かつ公正に選定するため、条例の整備を行うものでございます。

以上で、議案第8号及び議案第9号の説明を終わらせていただきます。

○坂本 晃議長 次に議案第8号及び第9号の細部説明を求めます。

——— 事務局長。

[瀬山慎二事務局長 登壇]

○瀬山慎二事務局長 それでは、議案第8号鴻巣行田北本環境資源組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第9号鴻巣行田北本環境資源組合新ごみ処理施設事業者選定委員会条例について、順次細部説明を申し上げます。

はじめに、議案第8号鴻巣行田北本環境資源組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、国の人事院規則が改正されたことから、本組合条例につきましても規定の整備を行うため、条例の改正を行うものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。改正の内容につきましては、再度の育児休業や取得終了から1年以内の育児短時間勤務の再度の取得、また育児休業の期間の再度の延長ができる特別な事情として、これまで運用により認めていた保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが当面その実施が行われない場合を明文化し加えるものでございます。次に附則でございますが、施

行期日について公布の日からとしてございます。

議案書の4ページをお願いいたします。次に、議案第9号鴻巣行田北本環境資源組合新ごみ処理施設事業者選定委員会条例についてご説明いたします。

組合では、新たなごみ処理施設を整備するにあたり、施設の整備及び運営業務を行う事業者を公平かつ公正に選定するために、必要な事項を調査及び審議する新ごみ処理施設事業者選定委員会の設置を予定しており、本案を上程するものでございます。

第1条は、委員会の設置について規定するものでございます。第2条は、委員会の所掌事務について規定するものでございます。第3条は、学識経験者などの委員9人以内で組織することなどを規定するものでございます。第4条は、委員の任期について規定するものでございます。第5条は、委員長及び副委員長について規定するものでございます。第6条は、委員会の会議について規定するものでございます。第7条は、公平かつ公正に審議するなどの委員の責務について規定するものでございます。第8条は、関係者の出席について規定するものでございます。第9条は、委員会の庶務は計画建設課で処理することを規定するものでございます。第10条は、委任について規定するものでございます。附則の第1項は、条例の施行期日を公布の日からとしてございます。附則の第2項は、組合特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を定めたもので、新ごみ処理施設事業者選定委員会の委員報酬額（日額）を定めるものでございます。

以上で、議案第8号及び議案第9号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○坂本 晃議長 以上をもって、説明は終わりました。

△上程議案の質疑

○坂本 晃議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方は、ご通告願います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。————— 3番 細谷美恵子議員。

○3番 細谷美恵子議員 いくつかございますので、順次質疑をさせていただきます。まず1つ目といたしまして、議案第9号ですが、新ごみ処理施設事業者選定委員会条例について質疑させていただきます。第2条第1項第3号になりますけ

れども、民間事業者による提案書等の審査及び優秀提案者の選定に関すること、と第3号でありますけれども、この委員会が選定に関することまで行うことになっております。民間事業者の決定、契約の承諾、こういったことは誰が最終的に決定する権限があるのでしょうか。これについて質疑させていただきます。

次に、第2条第2項所掌事務について伺いたいと思います。総合評価一般競争入札方式を行う場合には、本委員会の意見は、学識経験を有する者の意見聴取を兼ねると規定されております。地方自治法施行令第167条の10の2によりまして規定されているとあります。地方自治法施行令第167条の10の2第4項では総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴くともあります。この学識経験を有する者の定義について伺いたいと思います。法令上どのように定められておりますか。また本組合としてはどのように理解をしておられるのでしょうか。これについて伺いたいと思います。

次に、この学識経験を有する者の選任にあたっては、議会に同意を求めないのかについて伺いたいと思います。管理者と議会の間でのリスクヘッジっていうことも必要ではないのかなと思うのですが、このあたりについて伺いたいと思います。

次に、第7条第2項委員の責務のところなんですけれども、組合職員、市職員が、選定された業者とは将来にわたって直接間接を問わず利害関係を有する場合は、議事に参加できないというふうになっているんですけれども、組合職員、鴻巣市の職員、行田市の職員、北本市の職員は今後選定された民間事業者とは将来にわたって、事業のパートナーとして直接間接を問わず利害関係を有することになるというふうに考えます。そうすると実質的に第3条の2号から5号の方は、議事への参加はできないのではないかと考えますが、このあたりについてご答弁をいただきたいと思います。

以上5つについて伺いたいと思います。よろしくご答弁お願いいたします。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。————— 計画建設課長。

○佐野雄一計画建設課長 それでは議案質疑にお答えいたします。まず1点目の条例第2条第1項第3号の最終的な決定権者についてでございますけれども、当委員会では管理者の諮問機関でございますので、決定権者は組合管理者となっております。

次に2点目の条例第2条第2項の学識経験者についてですけれども、このうち1点目の学識経験者の定義については、学問上の知識と高い見識を持ち、生活経験が豊かであると社会が認めている者と定義されております。

それから、本組合としての学識経験者の認識についてでございますけれども、廃棄物処理関係やごみ処理方式などに精通した方が、学識経験者と認識しております。

選任にあたっての議会の同意につきましてですけれども、監査委員さんや固定資産評価審査委員などの執行機関ではなく、新施設建設等検討委員会などの附属機関となっておることから、附属機関と同様に議会の同意は不要と考えております。

次に、条例第7条第2項の直接間接を問わず利害関係を有する場合についてですけれども、利害関係とは業者選定業務にあたり、新たなごみ処理施設の整備及び運營業務を行う民間業者との関与におきまして、資本関係または人的関係にある場合等を認識しております。例えば、家族運営の方が関連する民間事業者が経営者であったり、本人または家族が関連する民間事業者の役員であったり、そういったものを想定しております。構成市の職員の人選にあたりましては、利害関係がないことを確認の上選任いたしまして、審議にあたりましては、公平かつ公正な審議に万全を期してまいりたいと考えております。以上でございます。

○坂本 晃議長 再質疑ありますか。———— 3番 細谷美恵子議員。

○3番 細谷美恵子議員 いくつか再質疑させていただきたいと思います。

まず、学識経験者のご説明は、法令上どのように定められていますかということだったのですけれども、かなり雑駁な説明だったと思うんです。国土交通省から出しているマニュアルもありますが、そのあたりが学識経験者の定義かなと思うんです。例えばですね、大学教授とか、国交省の職員とかですね、その中には市区町村の土木部局の職員等々ございますが、そのような具体的な事例という形で、お考えではなくて、今のご説明ですと高い見識があつてとかいわゆる客観的な要素がないような感じがする。どなたがみてもそうだな、というようなものが学識経験者ということで、公平、公正という観点からも非常に重要だと思うんですけれども、高い見識とか広い教養とかというのは、個人個人の認識の違いというのもございますので、客観的な部分で学識経験者というふうに、委嘱する、任命するということだと思つたのですけれども、そうではないのでしょうか。もう一度、今のところ法令上

どのように定められていますかと伺ったのですけれども、もう少し具体的に示していただければと思います。

それから本組合として、どのように理解しているかというところも、もう一度ご説明願います。そして、関連してくるんですけれども、第7条第2項の方ですけれども、先ほどの説明ですと人的関係、資本関係がないということで判断したいということだったんですけれども、そもそも7条には委員は本事業に関する審議に関して、自己が従事する業務に直接間接を問わず利害関係を有する場合は、その議事に参加することはできないとなっている自己が従事する業務、どういう市の職員の方になるかわからないですけれども、ご自分が従事する業務に全く関係ない方を選んでもらわなければいけない、というふうに7条では理解するそのご自分の職員の方が、親戚に関係者がいないとか、資本関係を持ってないとか、そういうことではなくて、従事する業務そのものに関係があるかないかということで判断されると思うんです。7条の2項をどうお読みになるか、私はそのように読んでいるんですけれども、しかも直接または間接的に関係するのでも議事に参加できないということになると、この7条2項では明言されています。これを理解するならば、3条の2号から5号の方は、その議事にすべて参加ができなくなると私は理解したんです。そのあたりをどういうふうに整合性を持たせていくのかということ、もう少しきちんと説明をしていただきたいと思います。この条例自体が3条と7条で整合性が持てないのではないかと思います。7条2項の中に委員はとありますので、この委員ということであれば、3条の中に学識経験者が1号から全部入るわけございまして、市の職員、組合職員2号から5号の方だけでなく、1号の方もそういう意味では間接直接に利害関係を有することになってはいけません。そういう方を選ぶと、全員の方が参加できないという事態になるかと思しますので、この条例の中の3条と7条の整合性についてよく理解できるように説明をしていただきたいと思います。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。————— 計画建設課長。

○佐野雄一計画建設課長 まず、最初の学識経験者につきましての関係ですけれども、組合といたしましては、先ほど申し上げましたとおりこの場合で言うところの学識経験者については、廃棄物処理関係やごみ処理方式などに精通した方ということで考えておりまして、具体的に申し上げますと大学教授や廃棄物技術管理者等の学識

経験者を想定しているところでございます。

それから第7条の関係なんですけれども、今回の業務につきましては業務内容が新たにごみ処理施設の整備及び運営業務を行う民間業者を選定する業務となっております。そうしたところから、こちらの条文の方には自己が従事する業務に直接間接を問わず利害関係を有する場合という文言がございますけれども、こちらが想定しているのは当然先ほど申し上げましたとおり、現在保守管理環境業務に関わっている職員であったとしても、今回の選定する民間業者との関与におきまして、資本関係または人的関係がないと判断できれば、委員としての選任をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○坂本 晃議長 次に、7番竹田悦子議員の質疑を許します。

○7番 竹田悦子議員 2点について質疑をいたします。

まず、先ほどから質疑をされています、学識経験者についての質疑なんです、大学教授や清掃業務などについて識見のある方というご説明ですが、今回この5人を選ぶにあたって学識経験者、いわゆる大学教授や清掃業務などについて識見の多い方は全国各地たくさんいらっしゃると思います。そういう点では、その中から5人を選んでいく基準はどこにあるか、まず1点目にお尋ねをしたいと思います。

2点目が、答申までの期間ということで第4条に述べられています。何回くらい審査を行う予定なのか、その2点についてお尋ねをします。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。————— 計画建設課長。

○佐野雄一計画建設課長 1点目の学識経験者の選定及び選考基準につきましては、先程来申し上げておりますとおり、廃棄物処理関係やごみ処理方式などに精通されている方を想定しております、大学教授、それに準ずる方を想定しております。

どういったことで選定するのかとのご質疑でございますけれども、基本的には県内に在住されている、あるいは埼玉県にゆかりのある大学教授等のあたりをつけまして選任をさせていただきたいと考えております。

それから、この委員会の開催につきましては、7回くらい開催したいと考えております。特に委託期間が何年間かありますけれども、その中でスケジュールに合わせて7回くらい委員会の方を開催したいと考えております。以上でございます。

○坂本 晃議長 再質疑ありますか。————— 7番 竹田悦子議員。

○7番 竹田悦子議員 選考基準にあたっては、県内または県内にゆかりのある方とのご説明でした。今わかっている範囲で、ごみの問題あるいは大学教授でも非常に優れた方がたくさんいらっしゃるというふうに思います。そういう点で優れた方がたくさんいる中で、県内というふうに選んでいく場合、非常に難しいかなと思います。そういう点では、今現在何人くらいを範囲として掴んでおられるのか。そういう中で優れた方がたくさんいる中で、どういう基準でその部分を選んでいくのか。例えば廃棄物処理についてもストーカ方式がいいのか、キルン方式、ガス化溶融炉がいいのか、色々識見がたくさんある方がいらっしゃると思うんです。そういった点では、その基準をもっと明確にお答えをいただきたいと思います。以上です。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。———— 計画建設課長。

○佐野雄一計画建設課長 今現在、心当たりは何人くらいいるのかといったところにつきましては、詳しい人選についてはまだ把握はしてございません。どういった基準で学識経験者や大学教授の方等を選んでいくかにつきましては、他の自治体の事例等を踏まえまして、これから本組合の施設整備基本計画に示すごみ処理方式あるいは施設内容等について精通されている方を、今後選任させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○坂本 晃議長 他に質疑はありませんか。———— 12番 金子真理子議員。

○12番 金子真理子議員 第3条にございます学識経験者というのを今お聞きしますと、清掃業界関係の方それに精通されている方のお話でしたが、これは業者選定の委員会でございますので、方式としましては総合評価方式DBO方式で行って、20年間にわたる契約をするためのその業者の選定ですので、そういった関係に詳しい方も是非入れるべきであると思いますが、そういったところは学識経験者の中に加えていくという検討はなされているのかどうか。

それから、各市の職員とありますが、どのぐらいのところの方を想定されているのか、先ほど第7条の方で直接間接を問わず業務に関わることというような関係については除くようなことがありました。市の中での清掃業務を担当する方ではない方になるのかなと思いますが、想定としてはどのように考えていますか。

それから第8条でございますが、会議に委員以外の者の出席を求めていくことができるようになっております。想定としてはどのような場合というふうに考え

ているのでしょうか。この委員以外の方の出席を求めた場合、費用弁償、報酬の方はどのように、対象者となるのかどうかお尋ねしたいと思います。以上3つお願いいたします。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。————— 計画建設課長。

○佐野雄一計画建設課長 まず1点目の学識経験者につきまして、DBO方式に詳しい方もということでございますけれども、基本的に今現時点でどういった方を選任するかまだ決まってない段階で説明の方をさせていただきましたけれども、今後その点も含めまして、環境問題に詳しい人とか、あるいはDBO関係にも精通した方というところで、幅広い学識経験者の方を今後詰めながら選任していきたいと考えております。

それから、市の職員の選任にあたっては、どのくらいの職の方なのか、環境部局以外の方なのかにつきましては、今現在決まっておりませんので、今後検討してまいりたいと考えております。

8条の関係者の出席に関しまして、会議等に出席される方はどのような人を想定しているのか、出席された方の報酬等はどうかにつきましては、今後事業者選定委員会を開催する中で、例えば委員の方から、こういった方々から色々な話を聞きたいといったことを想定してこの条文を定めてございますので、今現時点でどのような方を対象に出席を求めるかということは決まっておられません。なお、出席いただける方につきましては当然、費用弁償等のお支払いをしていくことになるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○坂本 晃議長 再質疑ありますか。

○12番 金子真理子議員 ありません。

○坂本 晃議長 他に、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 これをもって質疑を終結いたします。

△上程議案の討論、採決

○坂本 晃議長 次に、議案第8号及び第9号について討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本 晃議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。
次に、順次採決いたします。

議案第8号鴻巣行田北本環境資源組合職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○坂本 晃議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号鴻巣行田北本環境資源組合新ごみ処理施設事業者選定委員会
条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○坂本 晃議長 挙手多数と認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決しました。

△議案第10号の上程、提案説明

○坂本 晃議長 次に、日程第7、議案第10号を議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。——— 管理者。

[原口和久管理者 登壇]

○原口和久管理者 それでは、議案第10号についてご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。議案第10号平成29年度鴻巣行田北本
環境資源組合会計補正予算（第1回）について、ご説明申し上げます。

今回の補正額は、歳入歳出とも、295万5千円の増額でございます。歳出と
いたしましては、施設整備費となっております。なお、財源といたしましては、
国庫支出金及び繰越金を充当しております。

次に、債務負担行為の補正につきましては、追加及び変更を行うものでござい
ます。

以上で、議案第10号の説明を終わらせていただきます。

○坂本 晃議長 次に議案第10号の細部説明を求めます。——— 事務局長。

[瀬山慎二事務局長 登壇]

○瀬山慎二事務局長 それでは、議案第10号平成29年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。歳出からご説明いたしますので、議案書の17ページをお願いいたします。

4款1項施設整備費は、新ごみ処理施設事業者選定委員会の設置、業務内容の変更及びスケジュールの見直しに伴う委託料及び環境衛生事業交付金で、295万5千円を増額補正するものです。

次に、歳入についてご説明いたしますので、15ページをお願いいたします。

3款国庫支出金1項国庫補助金は、委託料の増加に伴い、86万6千円を増額補正するものでございます。6款1項繰越金は、前年度繰越金につきまして、208万9千円を増額補正するものでございます。

次に、債務負担行為の補正についてご説明いたしますので、10ページをお願いいたします。追加の補正は、環境影響評価書作成業務委託で、県からの追加調査の指導に伴いまして、期間が平成32年度まで、限度額が2,183万円としております。次に、変更の補正は、ごみ処理施設整備及び運営に係る事業者選定業務委託で、スケジュールの見直しに伴いまして、期間を平成32年度まで、限度額を3,785万8千円に、変更するものでございます。

以上で、議案第10号の細部説明を終わらせていただきます。

○坂本 晃議長 以上をもって、説明は終わりました。

△上程議案の質疑

○坂本 晃議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方は、ご通告願います。質疑の通告がありますので、発言を許します。——— 3番 細谷美恵子議員。

○3番 細谷美恵子議員 いくつか質疑させていただきます。平成29年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算（第1回）第2表債務負担行為補正で、環境影響評価書作成業務委託の期間とごみ処理施設整備及び運営に係る事業者選定業務委託の期間、両方とも平成32年度までとされていますが、その理由は为什么呢。

新施設の稼働に変更が生じた場合、既存施設、今使っている施設の利用は新しく稼働するまでの延長期間には可能なのでしょうか。それについてお伺いしたい

と思います。

それから3つ目として、延期するということなのですが、その場合循環型社会形成推進交付金が交付されるわけですけれども、この支給条件は守れるのでしょうか。期間が長引くことについて、交付条件について、それが合致しなくなるのではないのでしょうか。そのあたり、3つお願いいたします。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。————— 計画建設課長。

○佐野雄一計画建設課長 それでは、議案質疑に順次お答えさせていただきます。まず1番目の環境影響評価書作成業務と事業者選定業務が平成32年度までとなる理由についてでございますけれども、環境影響評価書作成業務につきましては、埼玉県知事からの追加調査の指導があったことによりまして、平成32年度までとしたところでございます。

それから、事業者選定業務につきましては、スケジュールの変更によりまして本年度の予定業務の一部を、来年度以降に行うこととしたことから、平成32年度までとなったところでございます。

それから、2番目の新施設稼働までの間の既存施設の利用についてでございますけれども、小針クリーンセンターにつきましては利用可能であり、また吉見町の埼玉中部環境保全組合につきましても利用可能であると伺っております。

次に3番目、委託業務が延期されても循環型社会形成推進交付金の支給条件は守れるのかにつきましては、地域計画の期間内であれば年度間調整という方法によりまして、支給には問題ないということを埼玉県の方にも確認しております。以上でございます。

○坂本 晃議長 再質疑ありますか。————— 3番 細谷美恵子議員。

○3番 細谷美恵子議員 再質疑させていただきたいと思います。環境影響評価の方は県の方から指示があったということで平成32年度までと伺っておりますけれども、それに合わせてごみ処理施設の整備及び運営の方が平成32年度になっている、一部来年の方に持ち越す形にしているということなのですが、この変更の補正前後を比べますと限度額も増えておりまして、この金額的なものはどういうふうに説明されるのでしょうか。それが1点です。

それから、交付金ですけれども、環境省が出している循環型社会形成推進交付

金交付要綱に、交付期間ということで、地域計画に基づいて行われる交付対象事業が実施される年度から概ね5年以内となっているのですけれども、このあたりがちょっと私は心配だなと思ったのですが、大丈夫だということでよろしいでしょうか。その2点よろしく願いいたします。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。——— 計画建設課長。

○佐野雄一計画建設課長 まず、ごみ処理施設整備及び運営に係る事業者選定業務の変更が、限度額が増えていることにつきましては、先ほど局長から説明があったところですが、消費税の改正を見込んだ部分について、増額となっているということでございます。

それから2点目の、地域計画の関係が5年と決まっているというところで、交付金は大丈夫なのかというところなのですが、基本的には先ほどご答弁差し上げたとおりの問題ないということは県の方に確認しておりますのでよろしく願いします。

○片寄仁志次長 今の1点目の債務負担行為についてですが、ごみ処理施設整備及び運営に係る事業者選定業務委託の限度額が増えているというところで、消費税という形でお答えしましたが、もちろん消費税で増えてはいるのですが、それ以外に今年度減額補正させていただいた分がスライドしているという形になりますので、よろしく願いいたします。

○坂本 晃議長 次に、7番竹田悦子議員の質疑を許します。

○7番 竹田悦子議員 2点について質疑させていただきます。まず、1点目ですが、環境影響評価書作成業務委託料962万円の追加ということで平成32年度まで行うということの説明でした。平成28年の11月に行った環境影響評価調査計画書ということで住民説明会を行っています。その時には平成30年度までということのご説明で、今回962万円が追加されて、債務負担行為もあるのですが、どういう項目が増えてくるのか、計画書によると、概要版のところから見ると平成30年度まではこういうことをやりますというご説明なのですが、この予算が増える部分はどのところに増えてくるのか、その内容について、今年度補正の中で、962万円ですが、この追加の内訳、内容について、まず1点目にお尋ねしておきます。

続いて、ごみ処理施設整備も平成32年度まで延期になって翌年度に繰り越すということですが、今年度使う費用としては、588万2千円を予算上は執行するということとなります。702万円分はどのような内容で、その減額の内訳、内容についてお尋ねいたします。以上です。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。————— 計画建設課長。

○佐野雄一計画建設課長 まず、1点目の環境影響評価書作成業務委託料の962万円の追加の内容につきましてですけれども、具体的な主な内容につきましては、水象地盤調査については県の指導がございまして、観測井戸5地点による水位調査を年4回春夏秋冬の4回を予定していたところ、通年で1年間の連続測定に変更するものでございます。それから、大気調査につきましては、昨今注目の高いPM2.5の調査地点に沿道調査4地点を新たに追加することとなったものです。それから水質調査につきましては、これまで年1回、水量も少なく最も影響が大きい冬季のみの年1回を予定していたところ、年2回が望ましいというような指摘を受けまして、冬季それから夏季の2回に変更いたしました。それから騒音調査につきましては建設候補地の風下に調査地点を1点追加いたしました。こういったところが主な追加内容となっております。

それから、事業者選定の業務の中の702万円の減額の内容についてですけれども、この度スケジュールの変更を行いまして、今年度の業務を一部来年度以降に持ち越したというところは説明をさせていただきましたけれども、これから契約を締結して仕様書に基づく詳細なスケジュールを決定することとなります。現時点でこの業務が来年度以降になると申し上げることはできないのですけれども、全体業務の10%程度で他の自治体の事例も踏まえて、この度計上させていただきました。以上でございます。

○坂本 晃議長 再質疑ありますか。————— 7番 竹田悦子議員。

○7番 竹田悦子議員 再質疑を行います。今のご説明の中で私が1番心配するのは、平成28年の11月に各自治体や鴻巣で言えばクレア鴻巣で説明会がありまして、環境の問題というのは今後非常に大事な問題ですけれども、2年間延長するという点で、調査項目も増えたりとか調査の回数も増えているという点では、最初に説明した内容とは若干変更があってくるわけで、そういう点ではやはり地元の皆様を

はじめ地域の皆様も非常に関心を持っておられるわけで、今回の補正を受けて県の指導も受けて、地元説明会、市民説明会を行うご予定はいつ頃なのか、ということと、それから一番は色々なものが国の基準あるいは県の指導も受けながらやっているわけですが、県のこの今回指導があったのはいつなのか、県からも職員が派遣され頑張っておられますけれども、いつ頃この指導があったのか、その2点について再質疑を行います。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。———— 計画建設課副参事。

○新倉 順副参事 今ご質疑のありました、調査項目、回数についての変更につきましては、計画書の次に環境影響評価準備書というのを作成いたします。その時に改めて、縦覧と住民説明会ということでご説明の方をさせていただきます。それから、県の指導があったのは、昨年提出した11月から今年の2月にかけてでございます。以上でございます。

○坂本 晃議長 次に、12番金子真理子議員の質疑を許します。

○12番 金子真理子議員 議案10号の補正予算につきまして、質疑をさせていただきます。

18ページのところの内容、内訳についてでございますが、まず、環境影響評価の業務について2年延長については県の指導であったということでありましたが、内容もご説明いただきました。もう少し聞きたいのは、環境影響評価調査の入札につきまして、私の記憶違いでしたら申し訳ないのですが、非常に安く落札されたのではなかったのかと思います。県の方の指導で、2年延長した内容の増加ということでございますが、この辺りについては、こちら側の当時の計画と内容が合致していたのかどうか。今回県から追加されたものは当時は想定されていなかったものなのかについて、お尋ねいたします。

それから2つ目といたしまして、ごみ処理施設事業者選定委員会報酬が17万9千円出ておりますが、先ほど条例の説明の中でだいたい7回程度を想定しているということですが、今回期間も平成32年度まで延びました。これは、今年度におきましては何回分を想定しているのか、お尋ねいたします。以上よろしくお願いたします。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。———— 計画建設課長。

○佐野雄一計画建設課長 まず、1点目の環境影響評価業務の関係ですけれども、当初の調査計画の内容につきましては、埼玉県技術指針に基づく調査内容を提示いたしまして契約をしたところでございます。どこの自治体もそうですが手続き上一度県の方へ調査計画書を提出いたしまして、あらゆる環境分野の方々、大学教授で構成する技術審議会がございまして、その中で色々意見を頂戴してこの度調査項目が追加となったというようなところでございます。

それから、選定委員会の開催に関しまして、今年度何回ぐらいかという質疑ですけれども、平成29年度では2回ぐらい開催する予定で考えております。以上でございます。

○坂本 晃議長 再質疑ありますか。————— 12番 金子真理子議員。

○12番 金子真理子議員 それでは2回目をさせていただきます。まず環境影響評価の調査業務ですけれども、やらねばならないということですので、お金も追加されるということで、これは致し方ないとは思いますが、どうも最初に県の方の基準で行った割には、なんで県の指導を受けてしまうのかというところが、非常に疑問でございます。本当にこの大きな事業の中での一つの業務ですので、今後においてはそういうことがないようにぜひしていただきたいと思うわけですが、今回については、業者選定についても大変安かったと記憶しております。そういった中で結局追加で払うんじゃないのというところでは困りますので、しっかりやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、選定委員会の報酬が2回程度ということですが、全部で9名になるのですが、先ほどお尋ねし損ねたのですが、こちらの職員と市の関係職員がありますが、これについては報酬対象でないということよろしいでしょうか。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。————— 計画建設課長。

○佐野雄一計画建設課長 まず1点目の当初入札で安くて、今回追加があったことによりまして契約金額が嵩んできたということですが、先ほど説明させていただきましたが、環境影響評価業務にあたりましては、県の技術指針に基づきまして、その地域の特性を踏まえた調査内容といったところで、この度仕様書等を作成して契約の締結をしたというところでございます。そうしたところ、埼玉県の方で、大学教授等で組織する埼玉県環境影響評価技術審議会がございまして、この中の意見

を踏まえて追加となったという説明を先程させてもらいました。これにつきましては、埼玉県内でも環境影響評価、ごみ処理施設に限らず実施しているところもございまして、技術審議会の教授の方々が色々掛け持ちでやっているといったところで、例えば鴻巣市に近い、今回はたまたま中部の環境アセスと重なった部分もあるのですけれども、中部の方でこういった調査をやるのだから、地域的にも離れていない鴻巣行田北本環境資源組合もやるべきではないかという、周りの今の現状の環境アセスの調査内容に影響するところが多々ございまして、そういった絡みもあって追加となったいうところもございまして。

2点目の、市職員の報酬の関係ですけれども、こちらにつきましては学識経験者分の5名が支給対象でございまして、当然市職員につきましては報酬対象にはなっていないということでございまして。以上でございます。

○坂本 晃議長 他に、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

△上程議案の討論、採決

○坂本 晃議長 次に、議案第10号について、討論に入ります。討論のある方は、ご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。次に、採決いたします。

議案第10号平成29年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算（第1回）について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○坂本 晃議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決しました。

△視察研修について

○坂本 晃議長 次に、日程第8、視察研修についてを議題といたします。

視察内容について、事務局の説明を求めます。————— 事務局長。

[瀬山慎二事務局長 登壇]

○瀬山慎二事務局長 それでは、8月に予定しております議会視察研修について、ご説明申し上げます。付議議案と一緒に配布いたしました議会視察研修資料をご覧いただきたいと存じます。

1の目的でございますが、先進地視察を通してごみ処理施設の見識を深めるとともに、議会として新施設建設事業を円滑かつ公正に推進することとしております。次に2の日程でございますが、平成29年8月8日火曜日、9日水曜日の1泊2日を予定しております。次に3の視察先につきましては、事業方式及び処理方式を考慮いたしまして、新潟県三条市清掃センターと新潟県新潟市新田清掃センターとしております。なお、隣接する環境啓発施設及び余熱利用施設も視察を予定しております。次に4の参加者でございますが、組合議員、正副管理者、組合参与及び事務局職員の24名でございます。次に5の交通でございますが、電車並びに貸切バスを予定しております。

以上で、議会視察研修の説明とさせていただきます。

○坂本 晃議長 以上をもって説明は終わりました。

次に、質疑に入りますから、質疑のある方は、ご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。ただ今の説明のとおり、鴻巣行田北本環境資源組合会議規則第104条の規定により、議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 ご異議なしと認めます。よって、説明のとおり派遣することに決しました。

皆様全員の参加を、よろしく願います。

△一般質問

○坂本 晃議長 次に、日程第9、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。———— 7番 竹田悦子議員。

[7番 竹田悦子議員 登壇]

○7番 竹田悦子議員 議席番号7番鴻巣市選出の竹田悦子でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

件名1、建設候補地について。要旨1、異常気象が言われる中で後背湿地での建設について。地球環境の異常が言われて久しくなります。特に今年は気象庁の予報によると、ゲリラ豪雨と言われる状況は例年の1.5倍近くの7千回と予想されています。過日の九州北部豪雨は甚大な被害をもたらしました。被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げるとともに、亡くなられた方々に哀悼の意を表すものです。被災された90歳になる方が、これまで生きてきてこんなことは初めてです、と語っていましたが、かつて経験したことのないような異常気象のもと、想定以上のことが起きても不思議でない時代だと私は思います。特に、建設候補地と言われるこの地域の地質状況について、表面地質は泥質堆積物後背湿地と述べています。地質の状況を見ても、砂質堆積物後背湿地と表されています。何度もこの件では議論されていると思いますが、今回から環境資源組合でお世話になることになった者として、確認をしたいと思いますので、改めてお伺いをいたします。異常気象が言われる中で、後背湿地での建設について、本当に大丈夫と言える根拠は何かについてお伺いをいたします。

要旨2、ボーリング調査の結果について。施設建設についてスケジュール表を見ると、昨年度は建設候補地のボーリング調査を行っています。ボーリング調査の内容と調査結果について、お尋ねをいたします。

件名2、施設整備費用について。要旨1、用地取得、インフラ整備、地元要望等を受けての環境整備も含め、いくら費用がかかるのかおおよその費用について。この間、市民に公表されている計画では、施設整備費として1日の処理量249tとして248億円。そして20年間の維持管理費として170億円としています。これだけで済むものではありません。市民の方々の声は、新たな施設は必要だと思うが、一体全体この施設建設のためにいくら費用がかかるのか、全体像を早く示してほしいとのことです。用地取得、調整池の整備をはじめ、上下水道、電気、ガスなどのインフラ整備、用水路の整備を初め農道整備、余熱利用施設整

備など地元要望を受けての環境整備費を含めいくら費用がかかるのか。おおよその費用についてお伺いをいたします。

要旨 2、地元要望の箇所の費用負担について。昨年 9 月 7 日付けで、鴻巣市長名で鴻巣市議会に対して、新たなごみ処理施設建設に係る資料の提供がありました。その内容は、地元土地改良区から出されたものです。地元で農業を営み生活をする方々の思いが込められた内容であると、私は感じました。ですから、こうした方々の願いに沿っていくことも大事だと思います。実際に、こうした地元要望の道路、水路に関する費用負担はどのようにしていくのか。検討の内容について、お答えください。以上で、壇上での質問といたします。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。————— 事務局長。

[瀬山慎二事務局長 登壇]

○瀬山慎二事務局長 それでは、ご質問に順次お答え申し上げます。

はじめに、ご質問の 1 番目建設候補地についてですが、1 点目の異常気象が言われている中で後背湿地での建設について及び、2 点目のボーリング調査の結果については関連がございますので一括してお答えいたします。

平成 28 年度に実施いたしました建設候補地の地質調査につきましては、5 地点のボーリング調査を行い、深度 30 メートルを 4 地点、深度 50 メートルを 1 地点行いました。建設候補地については、元荒川の自然堤防の背後に形成された後背湿地であり、表層部分に厚さ 1 メートル程度の腐植土層はありますが、地下約 12 から 13 メートルには地盤の固い礫質土層、地下約 20 メートルには支持層となる砂礫層に到達するとのことであり、地盤については特に問題がないとの調査結果を受けております。また、液状化の調査も併せて行ったところ、マグニチュード 7.5 を想定した場合でも、液状化の恐れはないとのことでした。建設候補地につきましては、これまで洪水や浸水の被害を懸念するご意見などをいただいておりますが、鴻巣市下水道課で作成した、ゲリラ豪雨など一時的な大量の降水によりこれまで発生した道路等の浸水情報や避難場所を地図上に表示した内水ハザードマップによりますと、建設候補地は過去に浸水実績はなく、また埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例に基づく過去における洪水の状況をもとに作成された湛水想定区域図においても、建設候補地における湛水は

想定されておりません。また、鴻巣市危機管理課及び道路課、地元などにも確認をいたしました。過去数十年間に、建設候補地に隣接する県道内田ヶ谷鴻巣線等については、水害による道路冠水及び通行止め等の対策を行ったことがないという報告を受けております。このほか、昨年大型台風が発生した際にも、職員による建設候補地周辺の現場確認を行いました。道路冠水等はなかったことを確認しております。こうしたことから、施設整備に何ら支障はないものと認識しております。

次に、ご質問の2番目施設整備費用についてお答えいたします。まず、1点目の用地取得、インフラ整備、地元要望等を受けての環境整備も含め、いくら費用がかかるのか、おおよその費用についてですが、本組合で平成29年2月に策定した施設整備基本計画において、施設整備費については約248億円、運営、維持管理費については20年間で約170億円として、組合議会及び構成市民を対象とした説明会においても報告をしております。なお、施設整備費等については、あくまでプラントメーカーアンケート調査における現時点での見積金額であり、今後の社会、経済情勢等により変動するものと考えております。その他の用地取得費や造成費、周辺環境整備費用などについては、施設建設スケジュールに合わせ、今後積算していく予定でございますが、平成31年度には、おおよその全体費用が把握できるものと見込んでおります。

次に、2点目地元要望の箇所費用負担についてですが、地元から要望のあった整備箇所については、組合で整備するものと関係機関で整備するものとに区分しており、去る平成28年10月3日に開催された全員協議会において、その旨をご報告しております。組合で整備する箇所については、組合規約に基づき人口割をもって構成市が負担することとなります。また、その場合の人口割の基礎となる人口は、事業を実施する年度の初日の属する年の1月1日現在における住民基本台帳人口が基礎となります。参考までに、平成29年1月1日現在で申し上げますと、鴻巣市が44.18%、行田市が30.74%、北本市が25.08%となっております。以上でございます。

○坂本 晃議長 再質問ありますか。————— 7番 竹田悦子議員。

○7番 竹田悦子議員 では、お答えいただきましたので、再質問を行います。件

名1の要旨1から再質問を行います。

確かに、埼玉県河川砂防課のホームページの湛水想定区域図や鴻巣市のハザードマップ、また下水道課の過去の実績から言うと心配ないということです。私が一番心配しているのは、過去のデータで200年に一度と予想されている中で、過去のデータでは計り知れない、例えば、先日新潟県で雨が降り1時間に100ミリを超えるということもありました。そういう点では、建設候補地の近くは、大雨が降ると常に冠水する地域であり、用水路もあることから排水機能が心配です。この点は大丈夫なのかどうか、確認をしておきます。

それから、要旨2です。ボーリング調査の結果では、先ほど縷々説明されて大丈夫ということでもあります。そういう点では、大丈夫とするならばその内容について、5か所やったということですので、図面も含めて詳細に公表して市民の皆さんに納得していただくことが大事だと思いますので、この結果について公表することを求めます。

それから、件名2の施設整備費用についてです。要旨1ですが、全体像は平成31年度ということで、これまでから一歩進んだ答弁があったというふうに思います。そういう点では、一番は過大な施設で過大な予算がかからないようにということは、市民の皆さんもそのように願っていますし、組合も同じであるということは確認できるというふうに思います。ですので、全体費用を抑えるための方策として、今検討されていることについて、お伺いしておきます。

それから要旨2ですが、地元要望箇所については先ほど全員協議会で説明されたということもありますが、市民には公表されておられません。そういう点ではそれぞれの構成市で、組合分については按分を出すということは理解できます。では、どの箇所が組合で負担分なのか、また関係機関あるいは鴻巣市で建設されるわけですから、地元負担分の箇所について分かりやすくご説明をお願いいたします。以上です。

○坂本 晃議長 暫時休憩いたします。事務局から資料を配布しますので、そのままお待ちください。

午後 3時 45分 休憩

午後 3時 49分 再開

○坂本 晃議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。———— 事務局長。

[瀬山慎二事務局長 登壇]

○瀬山慎二事務局長 それでは再質問にお答え申し上げます。はじめに、建設候補地の近くは、大雨が降ると常に冠水する地域であり、排水機能が心配についてでございますが、ここ数年、全国的なゲリラ豪雨等の自然現象による被害が多発していることは認識しておりますが、豪雨による河川の氾濫や道路冠水などの洪水、浸水対策については、国や県、市町村などの個々の管理者の責任において対策を講じるべきであると考えております。また、組合においては浸水対策等を講じる場合、組合独自で降水量などを想定することは困難であることから、鴻巣市の内水ハザードマップや埼玉県の湛水想定区域図など、最新の資料をもとに検討することが適切であると考えております。新たなごみ処理施設については、施設整備基本計画において、敷地内の雨水流出を抑制するための調整池を整備するほか、プラットホームを2階に設置し、重要機器類は地下及び1階に設置しないなどの浸水対策を予定しており、今後においても専門家の意見をお聞きしながら適切に対応してまいりたいと思っております。

次に、ボーリング調査結果の公表についてでございますが、調査結果については、今後、事業者選定委員会において専門家による分析、検証をお願いする予定でございます。その後、公開する予定でございますが、結果報告書68ページと資料123ページを合わせますと190ページにも及ぶことから、希望者への閲覧で対応したいと考えており、公開できる時点で組合議員の皆様にお知らせいたします。

次に、全体費用を抑える方策についてでございますが、今後におきましても、構成市ごとの直近の住基人口及びごみ量に基づく将来予想を行い、施設規模の見直しを行うことで費用の抑制を図るほか、ごみの減量目標達成に向け、引き続き構成市と取り組んでまいりたいと考えております。

次に、組合が整備する箇所と関係機関で整備する箇所についてでございますが、お手元にお配りしました周辺環境整備要望図をご覧くださいと思います。要

望図の右側にあるように、赤色が組合で整備する道路、青色が組合で整備する水路となっております。また、黄色が鴻巣市や埼玉県などの関係機関で整備する道路及び水路などとなっております。なお、組合で整備する箇所については、施設整備スケジュールに合わせて数年かけて整備する予定でございます。以上でございます。

○坂本 晃議長 以上で組合に対する一般質問を終結いたします。

△特定事件の委員会付託

○坂本 晃議長 次に、日程第10、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、平成29年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を閉会いたします。

御協力、誠にありがとうございました。

午後 3時 53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年 9月 日

鴻巣行田北本環境資源組合議会議長 坂 本 晃

鴻巣行田北本環境資源組合議会副議長 岸 昭 二

鴻巣行田北本環境資源組合議会議員 川 崎 葉 子

同 金子 雄 一